

RAFIQ

2022 年度事業報告

2022 年 9 月 1 日～2023 年 8 月 31 日

はじめに

RAFIQ が 2023 年 3 月 17 日に特定非営利活動法人（NPO 法人）を設立してから半年が経過した。この報告書は、NPO 法人前の半年を含む 2022 年度（2022 年 9 月 1 日～2023 年 8 月 31 日）の報告とする。

RAFIQ は、「難民と一緒に暮らせる街に」をめざして 20 年間活動を行ってきた。そして、「持続可能な難民支援」のために法人へと発展・移行して初めての報告となる。

2022 年度のうれしい出来事として、裁判で難民不認定の取り消し等を求めていた LGBT のウガンダ人難民が勝訴し、難民認定されたことがあった。RAFIQ が支援する難民の裁判では初めての勝訴である。また、性的少数者の行動を法律で厳しく制限する国で迫害される人がいることが理解され、LGBT の難民としては日本初の勝訴となった。この勝訴と難民認定までを支えたのが、3 年間に及ぶ彼女に寄り添った法的支援と生活支援だった。

しかし、日本の難民認定率は低いままであり、働くこともできず、厳しい生活を送っている人たちがいる。追い打ちをかけているのが光熱費も含めた物価高だ。

コロナ規制が緩和された 2022 年末ごろから新規入国者の相談が増えてきており、2021 年度の 2 倍以上となっている。昼間動ける担当者が少ないので、現状の担当者の負担が大きくなっている。

2016 年ごろまでの相談者はほぼ入管に収容されている人だったが、今年度は収容されている難民が少なく入管からの相談は 1 件のみだった。

2 月に閣議決定された「入管法改正案」が 6 月 9 日に成立した。2 年前に廃案になったものとはほぼ同じ内容で、今回も国内外からの強い反対があったが、強行採決された。今後は、どのように運用されるのか注視していく必要がある。

日本は、2023 年 12 月に開催される国際会議「グローバル難民フォーラム」の共同議長国である。国際社会にも日本の難民問題を発信する機会を逃さないように取り組んでいく。

8月末の会員数は112名となった。学校の卒業等で退会する人がいる一方、難民初級講座の受講を機にほぼ毎月、新規の会員登録があった。また、会員が活動に参加しやすい取り組みも進んだ。昨年よりも多くの皆さんが活動に参加している。

事務所の「OSAKA なんみんハウス」を土曜日も不定期ながら開所し、利用しやすい体制を整えた。

NPO法人の初年度は、試行錯誤の中で半年が終わったが、多くの会員に支えられて法人運営を行うことができた。

1. 法的支援（難民への法的支援事業）

<支援対象者の状況>

対象者 17か国40名（うち新規の対象者15名）

主な出身国 スーダン、コンゴ民主共和国、アフガニスタン、シリア、エジプト、ナイジェリア、パキスタン（以上7か国は新規難民を含む）、ウガンダ、イエメン、バングラデシュほか

- ・難民認定1名
- ・難民申請中 1回目23名、2回目6名、3回目2名
- ・訴訟中（難民不認定取消請求、在留特別許可不許可取消請求等）
地方裁判所3名、高等裁判所2名
- ・仮放免者（RAFIQが保証人を担当）12名

<活動実績>

- ・コロナの収束に伴う新規入国者の増加に伴い、相談者数は昨年度の14名から2倍以上の30名に増え、このうち15名をRAFIQの法的支援対象者に追加した。
- ・相談内容は難民認定申請に関するものがほとんどで、申請手続きの支援を多く行った。
- ・裁判の支援では、3月に難民不認定と退去強制令書の取り消しを求めていたウガンダ難民が大阪地裁で勝訴し、4月に難民認定された。LGBT難民の勝訴は日本で初めてであり、これまでの法的支援の成果となった。しかし、2名の訴訟は敗訴し、大阪高裁に控訴している。
- ・傍聴した難民の裁判はこの1年で23回に上り、会員を中心に延べ約200人が傍聴し、裁判後の担当弁護士による説明会にも参加した。
- ・3年以上前に難民不認定後、1回目の審査請求を行っていて結果がまだの人が8名（+子ども2名）いる。難民審査参与員の質問を受ける「口頭意見陳述」は一人も行われていないが、「口頭意見陳述不実施」の通知も届いていない。

- ・支援体制強化の一環として、日本国内で難民支援を行っている難民支援協会（JAR）や名古屋難民支援室（DAN）との連携を深めた。
- ・法的支援を充実させるため、勉強会を開催するなどして、会員の中から難民の出身国情報収集や翻訳に協力できる人を募集する体制を強化した。新しい法的支援メンバーが、円滑に支援活動を行えるように実務マニュアル作成にも着手した。しかし、相談者数が多く、昼間に対応できる会員は限られているため、特定のメンバーへの負担が大きくなっている。今後さらに法的支援メンバーを増員する必要がある。

2. 生活支援（難民への生活支援事業）

<支援対象者数と支援内容>

法的支援の対象者 40 名中 31 名が対象

- ・日常生活支援 18 名
- ・住居支援 15 名 シェルター提供、ゲストハウス紹介、家賃補助、市営住宅入居支援、住居保証人
- ・医療支援 11 名（重複あり）
- ・日本語支援 5 名
- ・就労支援 2 名 ・就学支援 2 名
- ・公共団体への手続き支援 6 名

その他 同行支援など

<活動実績>

- ・支援難民の多くが仮放免者で市民的権利のない人だった。難民申請中でアジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）の給付金受給者が多かったが、一日 1,600 円の給付金だけでの生活維持は困難だったため、物価高や光熱費高騰に対応した支援が必要となった。
- ・新規難民のほとんどが最初の面会時に困窮を訴えており、RHQ の紹介や給付金申請のサポートを行ったが、「難民申請者保護」が欠落していることの問題がより明らかになった。
- ・また、裁判の状況等によって RHQ の給付金を受給できない難民もおり、住居や日常生活全般、医療の支援を行った。
- ・一方、難民申請の初めから支援することで、住民登録ができ就労も可能な在留資格「6 か月の特定活動」を取得できた難民が増え、生活に必要な行政機関への手続き等、多岐にわたる支援を行った。
- ・新規の母子ケースがあり、居住地域の関係団体や近隣の会員と連携した新しい支援

の事例ができた。

- OSAKA なんみんハウスのシェルターについては、7月に定員2名が満室になった。3年ぶりの長期利用であり、言語が英語以外だったが翻訳アプリ等を駆使し、法的支援メンバーと事務所当番のメンバーが連携し日常生活のサポートをスムーズに行えた。
- 「個別支援」の体制を作り、法的支援と生活支援の情報共有を行うことで、難民に寄り添った支援が強化された。
- シェルター利用者以外の難民の生活支援については、居住地域の関係団体や近隣の会員等との連携がより必要になっている。

3. 市民啓発（難民問題についての理解を促進する事業）

<主な取り組み>

- 今年度は、LGBT 難民への理解促進と入管法改正に関する問題提起という二つのテーマを重点的に取り上げ、セミナーや記者会見を行ったことで、例年より多く報道機関から取材を受け、ニュースに取り上げられた。市民団体等からの取材や寄稿依頼も増えた。
- 11月にはRAFIQ20周年記念シンポジウム「LGBTIQ+難民の人権を考える」を、3月にはRAFIQセミナー「入管法改正案は何が問題なの？」を、それぞれ会場とオンラインのハイブリッドで開催し多くの参加者があった。
- 6月の世界難民の日に向けては「難民×LGBT×仮放免 ウガンダ人女性 難民認定までの軌跡」を難民支援協会、名古屋難民支援室との共催によりオンラインで開催した。
- 難民初級講座「難民についてもっと知りたい」を毎月開催し、幅広い年齢層からの参加があった。
- NPO 法人となったことに伴い、HP やリーフレットを更新した。
- 日本国内及び世界の難民の状況や、入管法改正に関する問題について積極的に情報発信することで、メールマガジンの読者やSNS のフォロワーが増えた。
- 難民問題理解のための資料や書籍を収集し、まちライブラリーとして一般の方の閲覧にも対応している。コロナ禍が収束したこともあり、今後はより利用しやすい情報発信が必要となる。

<活動実績>

イベント・セミナー

- 2022年9月28日 RAFIQ セミナー「ウガンダ LGBT の人権状況」
 11月27日 RAFIQ20周年記念シンポジウム「LGBTIQ+難民の人権を考える」
 12月18日 ワン・ワールド・フェスティバル for Youth 2022
 ブース出展及びワークショップ開催
- 2023年3月21日 RAFIQ セミナー「入管法改正案は何が問題なの？」
 5月4日 高槻ジャズストリート ブース出展
 6月18日 世界難民の日イベント
 「難民×LGBT×仮放免 ウガンダ人女性 難民認定までの軌跡」
 オンライン開催(難民支援協会、名古屋難民支援室と共催)
- 20日 難民カフェスペシャル 映画「マイスマールランド」上映会
 (アムネスティ・インターナショナル日本関西連絡会、サロン・ド・アマント天人と共催)
- 毎月開催 難民初級講座「難民についてもっと知りたい」&ボランティア説明会
 第2土曜 オンライン開催
 難民カフェ(難民の問題をテーマにした交流会) 第3火曜
- その他 出前講座13回(大阪公立大学、同志社大学、龍谷大学、大阪府人権総合講座ほか)、RAFIQ 会員向け勉強会3回

WEB での情報発信

ホームページ 2023年4月17日 NPO 法人としての内容に更新
 メルマガ「RAFIQ Magazine」毎月1回(8月を除く)526名(7月実績)に配信
 SNS X(旧 Twitter)、Facebook 随時発信

リーフレット 2023年4月28日 NPO 法人としての内容に更新して発行

報道 18回

2023年3月15日 RAFIQ が支援する LGBT の難民が、難民不認定及び退去強制令書の取り消しを求めていた裁判に勝訴したニュースが報道される。テレビ:NHK、MBS、ABC、KTV、YTV、TV0ほか
 新聞:朝日、毎日、読売、産経、赤旗ほか
 通信社:共同、時事

30日・31日 国が控訴せず上記難民の勝訴確定が報道される。

毎日新聞、テレビ東京、共同通信、時事通信ほか

5月30日 スーダン内戦が続いていることを受け、RAFIQ と弁護士が法務大臣にスーダン難民の庇護を申し入れたことが報道される。

NHK、MBS、ABC、朝日新聞、共同通信ほか

6月10日 TBS「報道特集」の入管法に関する特集でRAFIQ が紹介される。
ほか

寄稿・取材協力 4回

- ・ヒューライツ大阪（アジア・太平洋人権情報センター）「国際人権ひろば」
2023年7月号 —LGBTQ 女性の裁判勝訴と難民認定を振り返って—
- ・大阪ボランティア協会「ウォロ」2023年6・7月号—難民の未来をつくる
日本へ—

ほか

資料室 まちライブラリー運営

4. 政策提言（難民に関する調査・研究及び政策提言事業）

<主な取り組み>

- ・LGBT 難民が難民不認定の取り消し等を求めている裁判の支援や、難民保護がより困難になる入管法改正案に反対する取り組みを弁護士や関係団体とともにを行い、他の外国人支援団体や人権団体、弁護士団体との連携を強化できた。
- ・LGBT 難民については、テレビ、新聞、ネットニュースで度々報道されるなど、社会の注目を集めた。裁判勝訴後には、迅速な難民認定を求めたオンライン署名でさらに支援が広がり、勝訴確定から20日後という異例の早さで難民認定に至った。
- ・2年前に廃案になった入管法改正案が大きな変更のないまま、国会に提出されたことに対して、加盟する難民支援団体のネットワーク「なんみんフォーラム」(FRJ)や「移住者と連帯する全国ネットワーク」(移住連)の廃案を求める取り組みに積極的に参加した。この法案は可決されたが、引き続き保護が必要な人の人権が守られ、保護されるように声を上げ続けていく必要がある。
- ・4月からスーダンの内戦状態が続いており、支援する11名のスーダン難民に在留資格を求める申入書を法務大臣に提出した。その後、スーダン人への緊急避難措置（在留

期間更新等) が採られたものの難民認定申請者は対象にならず、在留資格は得られなかった。(スーダン情勢が改善されていないと認められる間、「本人の意思に反して送還することはない」とされている。)

- ・なんみんフォーラム政策提言プロジェクトチームの一員として、関西での事例を積極的に紹介し日本政府や国際機関とも意見交換し、日本に求められる難民保護についての提言等を行った。

<活動実績>

ウガンダ LGBT 難民支援の取り組み

2022 年 裁判での本人尋問(10 月 3 日)前後に、この問題への理解者を増やすイベントを開催し、10 月以降、マスコミからの取材・報道が相次ぐようになる。

9 月 28 日 RAFIQ セミナー「ウガンダ LGBT の人権状況」

11 月 27 日 RAFIQ20 周年記念シンポジウム「LGBTIQ+難民の人権を考える」

2023 年 3 月 15 日 大阪地裁で勝訴 同日、判決後に記者会見を実施

17 日 法務大臣に「ウガンダ国籍レズビアン女性に係る迅速な難民認定を求める申入れ」提出 (RAFIQ と弁護団)

20 日～ オンライン署名「ウガンダの同性愛の女性が安心して日本で生活できるよう、国は速やかに難民認定してください。」開始
(国が控訴せず勝訴が確定する 3 月 30 日までに 1,689 名が賛同)

24 日 法務大臣に「ウガンダ国籍レズビアン女性に係る迅速な難民認定等を求める要望書」提出 (RAFIQ と弁護団)
同日、マスコミの共同取材に応じる。

4 月 19 日 難民認定 同日、マスコミの共同取材に応じる。

入管法改正案に反対する取り組み

2023 年 3 月 26 日～6 月 7 日 関西の弁護士団体等の取り組みに参加

5 月 21 日 G7 サミット開催中の広島で、日本と世界の NGO による共同記者会見
「日本にいる難民・移民の基本的な人権を守るための日本の選択を求める緊急声明」に参加

6 月 8 日 「政府入管法案の強行採決に対する抗議声明」 (RAFIQ)

その他

2023年2月1日 共同声明「クーデターから2年 日本政府は対ミャンマー政策の再構築を」に賛同

5月25日 「STOP レイシャルプロファイリングキャンペーン」に賛同

5月30日 スーダン難民に在留資格を求める申入書を法務大臣に提出 (RAFIQ と 弁護団)

RAFIQ 2022年9月1日～2023年3月16日（任意団体） 会計報告

①収入の部

管理費（事務局）

区分	金額	備考
1 受取寄付金	1,886,721	
2 事業収益	534,463	出前講座の謝礼金、翻訳通訳料
3 公的助成金・補助金	260,000	
4 受取利息	11	
5 正会員受取会費	216,000	
小計	2,897,195	

事業費（市民啓発）

1 事業収益	27,000	初級講座
--------	--------	------

②支出の部

管理費（事務局）

1 業務委託費	40,000	HP更新費用
2 保険料	600	
3 支払手数料	2,075	
4 修繕費	236,500	
5 諸会費	22,000	
6 消耗品費	29,998	
7 水道光熱費	94,019	
8 賃借料	69,080	
9 通信運搬費	6,736	
10 旅費交通費	100,590	事務所当番、事務所作業、総会
小計	601,598	

事業費（市民啓発）

1 旅費交通費	13,510	
---------	--------	--

事業費（政策提言・研修）

事業費（生活支援）

1 生活支援金	428,436	家賃、光熱費、生活費、交通費
2 消耗品費	65,456	支援物資
3 通信運搬費	60,808	支援物資発送料
4 旅費交通費	2,720	生活費支給、支援物資準備
小計	557,420	

事業費（法的支援）

1 仮放免保証金	10,000	
2 支払手数料	300	住民票取得
3 賃借料	3,740	裁判報告会会場
4 通信運搬費	3,210	郵送
5 旅費交通費	98,831	
小計	116,081	

収入の合計 2,924,195

支出の合計 #REF!

繰越金 #REF!

その他

1 現金	35,024	2023年3月16日未時点
2 商品券	11,000	2023年3月16日未時点
小計	46,024	

活動計算書

2023年 3月 17日 ～ 2023年 8月 31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	110,000	
2. 受取寄付金		
受取寄付金	4,463,544	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	323,323	
4. 事業収益		
自主事業収益	288,388	
5. その他収益		
受取利息	17	
経常収益計		5,185,272
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
業務委託費	25,000	
印刷製本費	20,685	
旅費交通費	432,264	
生活支援費	1,052,423	
通信運搬費	166,552	
消耗品費	161,248	
水道光熱費	47,306	
賃借料	22,780	
保険料	10,200	
諸会費	52,000	
租税公課	2,100	
支払手数料	13,665	
新聞図書費	2,707	
その他経費計	2,008,930	
事業費計		2,008,930
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
業務委託費	244,000	
旅費交通費	17,850	
通信運搬費	87,814	
消耗品費	69,585	
支払手数料	8,036	
その他経費計	427,285	
管理費計		427,285
経常費用計		2,436,215
当期正味財産増減額		2,749,057
次期繰越正味財産額		2,749,057

貸借対照表

2023年 8月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,263,097		
未収金	15,000		
貯蔵品	11,000		
立替金	6,627		
前払費用	31,400		
流動資産合計		3,327,124	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			3,327,124
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	562,067		
前受金	16,000		
流動負債合計		578,067	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			578,067
III 正味財産の部			
当期正味財産増減額		2,749,057	
正味財産合計			2,749,057
負債及び正味財産合計			3,327,124

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によつてい
ます。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	法的支援	生活支援	市民啓発	政策提言	事業部計	管理部	合計
I 経常収益							
1. 受取会費					0	110,000	110,000
2. 受取寄付金					0	4,463,544	4,463,544
3. 受取助成金等		63,323			63,323	260,000	323,323
4. 事業収益	112,500		170,888	5,000	288,388		288,388
5. その他収益					0	17	17
経常収益計	112,500	63,323	170,888	5,000	351,711	4,833,561	5,185,272
II 経常費用							
(1) 人件費							
人件費計	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費							
業務委託費	5,000		20,000		25,000	244,000	269,000
印刷製本費			20,685		20,685		20,685
旅費交通費	264,340	48,199	27,478	92,247	432,264	17,850	450,114
生活支援費	1,700	1,050,723			1,052,423		1,052,423
通信運搬費	47,342	97,996	6,294	14,920	166,552	87,814	254,366
消耗品費	48,978	91,511	10,298	10,461	161,248	69,585	230,833
水道光熱費	28,929	5,275	3,007	10,095	47,306		47,306
賃借料	21,950			830	22,780		22,780
保険料	6,238	1,137	648	2,177	10,200		10,200
諸会費	31,800	5,798	3,305	11,097	52,000		52,000
租税公課	2,100				2,100		2,100
支払手数料	13,665				13,665	8,036	21,701
新聞図書費		1,607	1,100		2,707		2,707
その他経費計	472,042	1,302,246	92,815	141,827	2,008,930	427,285	2,436,215
経常費用計	472,042	1,302,246	92,815	141,827	2,008,930	427,285	2,436,215
当期経常増減額	△ 359,542	△ 1,238,923	78,073	△ 136,827	△ 1,657,219	4,406,276	2,749,057

財産目録

2023年 8月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手許現金	35,024		
ゆうちょ銀行	3,228,073		
未収金			
大阪公立大学インタビュー謝礼	15,000		
貯蔵品			
商品券	11,000		
立替金			
後日振込返金分	6,627		
前払費用			
総会会場費	31,400		
流動資産合計		3,327,124	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			3,327,124
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
8月分立替経費	539,578		
8月分立替経費(クレジット)	22,489		
前受金			
2023年度年会費	16,000		
流動負債合計		578,067	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			578,067
正味財産			2,749,057

監 査 報 告 書

2023年11月16日

特定非営利活動法人 RAFIQ

代表理事 田中恵子 様

監事 興津 慶



私は、特定非営利活動促進法 18 条の規定に基づき、特定非営利活動法人 RAFIQ の 2022 年度(令和 4 年度 : 2023 年 3 月 17 日 ~ 8 月 31 日) 第 1 期の業務監査及び会計監査を実施した。

業務監査(理事の業務執行の状況に関する監査)に当たっては、理事会の会議に出席し、必要と認める場合には質問をおこない、意見を表明した。

会計監査(財産の状況に関する監査)に当たっては、財産の実在性を中心に、帳簿、証拠書類等の閲覧、照合、質問等を行った。

これらの監査の結果、当法人の業務は法令及び定款に基づき適正に執行され、会計処理は、NPO 法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の方法によって適正に処理されているものと認められた。

ここに、私は、上記期間に係る事業報告書が、同法人の業務執行の状況を示し、計算書類が 2023 年(令和 5 年)8 月 31 日における財産の状況を適正に表示していることを認める。

以上